

志摩市健康づくり運動推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

令和5年12月25日

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する志摩市健康づくり運動推進事業業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れたものと委託契約をすることを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取り組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

- (1) 志摩市ホームページ
- (2) 志摩市健康福祉部 健康推進課窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

| 項目 | 主な内容 | |
|----|-----------------|----------------------------|
| 1 | 業務の概要 | 業務名、募集の概要、委託業務、委託場所、委託期間など |
| 2 | 見積限度額 | 見積限度額 |
| 3 | 契約方式 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 4 | 実施スケジュール | 公告から事業開始までのスケジュール（予定） |
| 5 | 参加資格要件 | 必要な参加資格 |
| 6 | 委託の条件 | 人員配置など |
| 7 | 参加申込書及び提案書類等の提出 | 提案書の作成方法、提出書類、注意事項、受付期間など |

| | | |
|----|-----------------|--|
| 8 | 質問及び回答 | 質問及び回答の方法 |
| 9 | 審査方法及び 審査内容 | 志摩市健康づくり運動づくり事業業務委託プロポーザル方式審査要項（以下「審査要項」という。）による旨、ヒアリングの実施日程 |
| 10 | 契約手続等 | 契約相手方等の決定方法等 |
| 11 | 書類提出先及び 問合せ先 | 担当部署名、連絡先 |
| 12 | その他 | 情報公開の取り扱い、提案に係る費用の負担、辞退の取り扱い、参加資格の抹消等 |

（参加資格要件）

第5条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 志摩市健康づくり運動推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項及び健康づくり運動推進事業業務委託仕様書に示す業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 令和5年12月1日現在で志摩市競争入札資格者名簿志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の2401 施設運営・管理（7 運動施設）に登録されていること。また、引き続き以下の要件をすべて満たしていること。各名簿に記載されていない又は申し込み締切日において、志摩市における一般競争入札等の指名停止の措置に該当している応募者については、選定の対象外とする。
 - 1) 国税について、法人は、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、申請日における未納の徴収金がないこと。個人事業主は「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について、申請日における未納の徴収金がないこと。
 - 2) 地方税について、登録されている本社または委託先となる営業所等の所在地が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。
- (4) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない法人であること。
- (8) その他募集要項で示した委託の条件を満たしていること。

(失格要件)

第6条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書及び提案書等の提出)

第7条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書(様式第1号)に、次に掲げる資料を付して市に提出するものとする。

- (1) 企画提案書
- (2) 運営に関する事項
- (3) 本業務の人員体制
- (4) 参考見積書(見積明細書を含む。)
- (5) 業務実績内容
- (6) 会社概要書
- (7) 納税証明書

- 2 前項の規定により提出する資料の必要部数、規格等、提出方法、提出場所及び受付期間は募集要項に明示する。
- 3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

(参加辞退)

第8条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届(様式第3号)を志摩市健康福祉部健康推進課(以下、「健康推進課」という。)へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(受託候補者の決定)

第9条 志摩市健康づくり運動推進事業業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング(プレゼンテーション、デモンストレーション)等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最高点の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 市長は審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前項により受託者候補とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求められることができる。
- 4 市長は受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第10条 市長は、第9条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

(随意契約の締結)

第11条 第9条第1項及び第2項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第9条第1項及び第2項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結ができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第12条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式(以下「提出書類」という。)の差し替え、引き換えは原則として認めない。(ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。)
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

付則

この要領は、令和5年12月25日から施行する。